

飯田創造館に所蔵している美術品の取扱方針

令和6年6月
長野県

1 基本方針

飯田創造館に所蔵している絵画、彫刻をはじめとする美術品は、作者が丹精を込めて制作し、その思いや考えを体現しているものであるから、作者（作者が故人の場合は遺族）の意向を踏まえ丁寧に対応する。

作者又は遺族の意向が確認できない作品又は作者が不明な作品等は、飯田下伊那地域を中心に、今後も所蔵、展示等を引き受けて作品を大切に扱う意思がある公共施設等に無償譲渡する。

2 取扱方針

(1) 所蔵している美術品の確認とリスト化

館内にある美術品の保存状態を確認し、「長野県飯田創造館所蔵作品集」を補完する形で、すべての美術品の情報、写真を整理してリスト化する。

(2) 返還、無償譲渡等

- ① 寄贈を受けた作品については、作者が存命の場合、本人の意向を踏まえ必要な場合は作者本人に返還する。作者が故人の場合、遺族の意向を確認し必要な場合は返還する。
- ② 上記①により作者又は遺族に返還しない作品は、リストを公開し、飯田下伊那地域の公共施設等（公民館、学校等）で大切に所蔵又は展示する意思のある施設等に無償譲渡する。
- ③ 大型の美術品等で返還や譲渡が困難な作品は、活用方法等を別途検討する。

(3) 美術品の現物を確認できる機会の提供

長野県文化振興事業団は、美術品の引取りの意向があった場合は、美術品の現物を確認できる機会を提供する。

(4) 美術品の運搬、設置

- ① 引取者によって運搬が可能な美術品は、飯田創造館において引き渡すものとする。
- ② 業者による搬出、運搬、設置が必要な大型の美術品は、別途対応策を検討する。

(5) 長野県文化振興事業団による文化会館等での活用検討

長野県文化振興事業団において活用策がある美術品は、作者又は遺族の意向を確認した上、対象の文化会館等に移管し今後の有効活用を図る。（(2)と並行して検討）

3 長野県と長野県文化振興事業団の協力による対応

この方針については、県と文化振興事業団が協力して対応するものとし、調整を要する事項については、その都度協議を行うものとする。